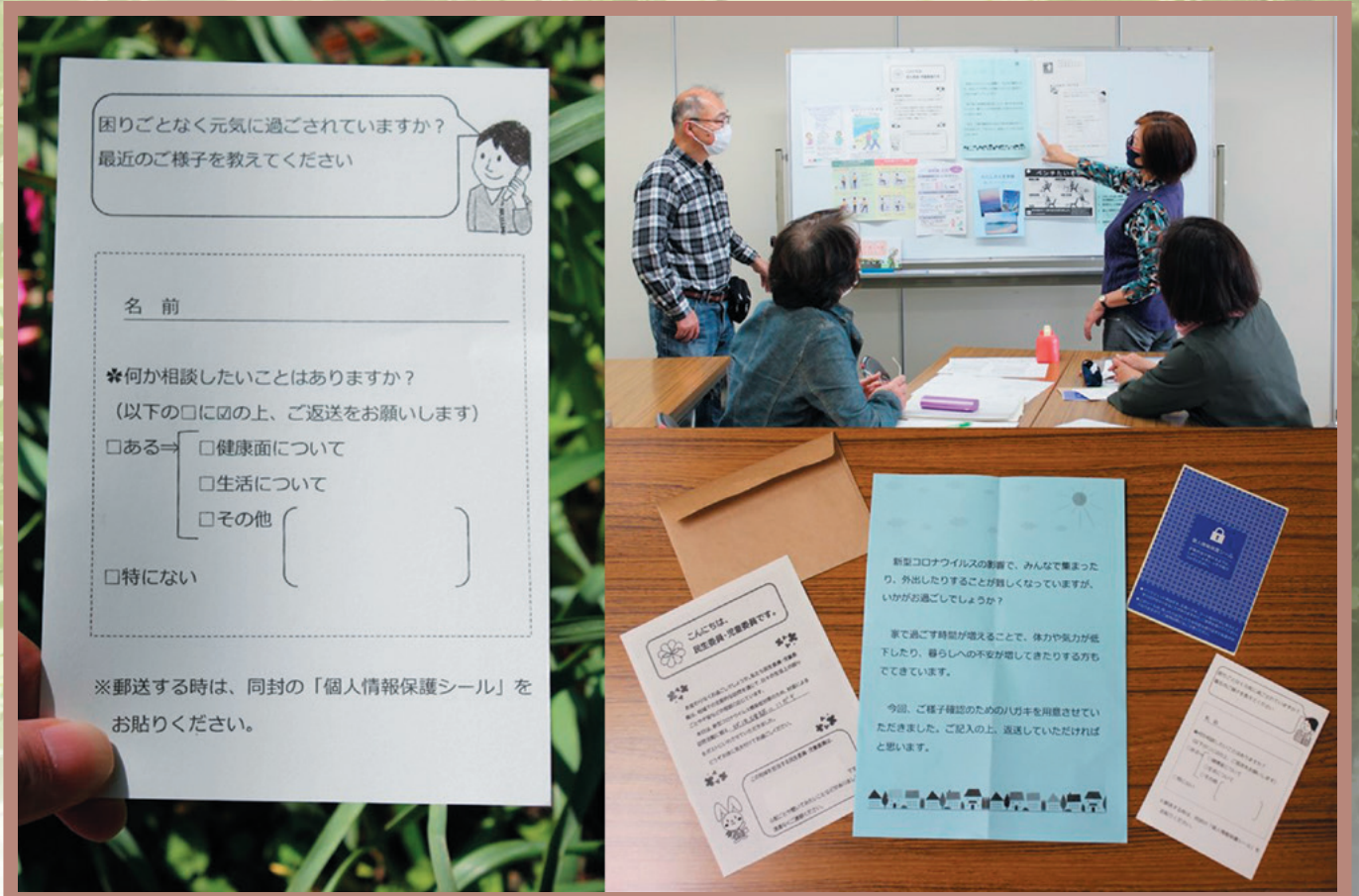


民児協だより



—支えあう 住みよい社会 地域から—



まなざし

受け取られた方が簡単に返信できるよう、名前の記入と相談したいことをチェックするだけにして、自由記入欄を設けました。また、個人情報保護シールも同封しました。

逗子市民児協では、コロナ禍のもと様々な制約を受けながらも、従来の訪問に近いかたちで活動ができるよう工夫をしてきました。これまでのポスティングは民生委員・児童委員からの一方的なものでしたので、受け取られた方の反応が分かるようにした地域の事例を紹介します。今年2月に緊急事態宣言が延長されたとき、感染防止対策をしながらできることはないかと、

市や地域包括支援センターと連携し、ひとり暮らしの高齢の方へ返信用ハガキを同封した手紙をポスティングしました。地域によっては8割の返信があり、高齢の方の様子を把握でき、相談事を関係機関につなげることができたほか、感謝の声も寄せられ、今後につながる活動となりました。

(逗子市民生委員児童委員協議会)

- 特集① 他機関連携に向けて
～もっと知りたい社会福祉協議会と民生委員・児童委員とのつながり～
- 特集② 令和3年度神奈川県の重点的な取り組み（地域福祉課・子ども家庭課）
- 特集③ 令和3年度県民児協事業計画・予算 ●通信員だより（綾瀬市・大井町・真鶴町）



社協は、「地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活できること」を目指し、地域住民や社会福祉事業を行う関係機関・団体等と広く連携しながら、福祉課題の解決に向けた取り組みを推進する組織です。全国、県、市町村とそれぞれに一つの社協がありますが、なかでも市町村社協は私たちの暮らしにもっとも近いところで、地域の課題に沿った取り組みを行っています。

社会福祉協議会（社協）とは？
 社会福祉協議会と聞いて思い浮かべるのはどんなことでしょうか。共同募金、福祉まつり、サロンや地区社協活動…。委員との接点はそれぞれありながらも、社協は一体どのような組織で、どんな活動をしているのか、よくわからないという方も多いのではないのでしょうか。

●二宮町社協の総合相談●
 二宮町社協は、地域包括支援センター（以下、包括）事業を行政から受託し、高齢者世帯を中心とした個別相談に対応しつつ、自主事業として地域の居場所づくりの取り組みを進めています。今回、地域の居場所づくり支援を行う松永さんと包括事業担当の石川さんに総合相談事業について話を伺いました。

ます。その活動は、ボランティアの育成から高齢者等への在宅サービス、各種の生活相談、地区社協の活動支援など、大変幅広く、また、市町村それぞれの地域課題を踏まえた特徴をもっています。今回は二宮町、逗子市、小田原市の3社協へのオンライン取材を通して、社協の役割や委員活動との接点を考えてみます。



左から二宮町社協の石川さん、松永さん

また、「お金を貸して終わりではなく、貸付を通して相談者の生活課題を把握し、暮らしを支援できるように努めています。」

第7号
わがまち・たのみや
 ～生活支援コーディネーターだより～
 発行/高齢者の健康窓口 二宮町地域福祉センター2階の202号
 発行/〒229-8136 二宮町二宮1-2-1 二宮町役場1階 0463-71-7955 825, 827

富士見が丘1丁目・ほほえみの会
 感染症対策をしたあとの活動の様子
 色とりどりの色紙や作品作りなど
 新聞の切り広告を作りました。

ある時は誰かに支えられ、ある時は誰かを支える側に
 「こんなことできたらいいね!」「こんなことあったらいいね!」「ちょっとお願い」「手伝って」「お互いさまだからいいよ」と、みんなが気軽に言えるそんな地域（居場所）となるように、令和2年4月に有志5人で「ほほえみの会」を立ち上げました。
 生活支援のボランティア活動は、家事支援・ゴミ出しなどのちょっとした困りごとを互助・近助の地域を支え合い解決する仕組みです。また地域の居場所づくりは家の中に閉じこもらず、人と人とのつながる活動です。みんなの「憩いの場」「楽しい場所」「気楽についで」「行くところ」になることを大切に考え、できることから始めています。*緊急事態宣言中の活動は中止となっています。

“困ったときはお互いさま”をモットーに住民同士の助け合い活動の大切さをこのような広報誌で発信しています。

特集①

他機関連携に向けて

くもっと知りたい社会福祉協議会と

民生委員・児童委員とのつながり

社会福祉協議会（社協）は、民生委員・児童委員と同様に、地域住民の生活を支える組織として重要な役割を担っています。本紙面では、改めて社協への理解を深め、委員とのさらなる連携・協働を進めるために、お互いの共通点について探っていきます。

社協くコロナの特例貸付で寄せられる新たな相談

コロナの影響で生活困難となった方を対象に、生活福祉資金特例貸付が全国で始まり、社協には多くの相談が寄せられるようになりました。コロナ禍以前は年4件ほどだった貸付申請が、特例貸付開始後は360件を超えています。複雑で多様な相談を受けるなかで担当の松永さんは「若い世代や外国籍の方など、これまで社協と接点のなかった方からの相談が多く寄せられるようになりました」と言います。

包括や他の関係機関と連携しながら進めています」と、社協が貸付をきっかけに果たすべき役割を教えてくださいました。

えあいで解決！
 包括には高齢分野の相談が多く寄せられ、令和3年2月末時点で750件、月平均では68件ほど、相談の約5割が介護保険に関することです。また、コロナの影響で外出機会や人と話す機会が減少し、筋力や認知機能が低下したという相談も新たに寄せられています。

相談のすべてを介護保険で対応することは難しく、「ゴミ出しや電球の交換などちょっととした困りごとは住民同士の助けあいでも解決することがあります」と石川さん。そのため、地域住民とお互いに助け合える関係をつくっていくことも、社協として重要な役割です。

活動紹介① 二宮町社協
居場所が閉鎖されるいま、新たなつながりづくり
“SAKURA * PROJECT”

二宮町と協力し、“SAKURA * PROJECT”を新たに開始しました。これは、1年後の自分に向けた想いを書いた桜型のメッセージカードを町内18か所にある地域の居場所を集め、満開の桜を咲かせようというプロジェクトです。コロナ禍においてもつながりを絶やさないために地域一体となって取り組んでいます。



委員と一緒に食料支援

委員との関わりは日頃から密接で、生活にお困りの方に食料品などを無料で配布するフードパントリー活動では、委員と子ども食堂、社協が一体となり支援活動を行っています。また、委員も食料を届けるお手伝いをしています。松永

さんは「委員は地域をよく見ています。私たちだけではできないことがあるので連携なしではやっていけません」と言います。また、石川さんは「地域の課題を把握したり、支援の必要な人をきめ細かに支えていくためには、委員との連携が不可欠です。委員にはいつも感謝しています」と語られました。

● 逗子市社協の福祉教育 ●

逗子市社協は、20年ほど前から福祉教育事業に力を入れて取り組んでいます。福祉教育というと子どもを対象とした事業を思い浮かべる方も多いと思います。しかし、逗子市社協の福祉教育は、子どもから大人まで地域で暮らすすべての人を対象に、地域課題を共有し、市民全体に福祉意識を醸成していくことを目指しています。また、



左から逗子市社協の経塚さん、漆垣さん

学識経験者や福祉施設職員、委員などからなる「福祉教育チーム」を組織し、皆で議論しながら事業を企画・実施している点も特徴で、平成14年から現在まで続いています。



“ふくし”とは何か、子どもたちにわかりやすく伝える工夫をしています。

チームでは、立場が異なるメンバーが意見交換・検討を行い、地域に即した福祉教育活動の実践に向けて、取り組んでいます。

一緒に参加することを大切に

小中学校で実施している福祉教育のなかには、授業参観型のプログラムがあります。保護者だけでなく委員をはじめとする地域住民にも呼びかけをし、子どものまわりの大人たちにも福祉教育のメッ

セージが伝わる工夫をしています。「ともに参加することを大切にしています」と担当の漆垣さんは言います。授業参観型の福祉教育に委員も参加することで、児童委員として子どもとの関係性の構築にもつながっている様子が伺えました。

活動紹介② 逗子市社協
福祉教育の理念や地域福祉実践の
学び場として“福祉教育セミナー”

地域住民を対象とし、これからの福祉教育の在り方を探るセミナーです。令和2年度は「コロナ禍から考える、孤立しない逗子の生活」と題し、オンラインと会場の併用により実施しました。委員も参加し、総勢83名が参加しました。



子どもたちの意識への働きかけ
地域への担い手として

経塚さんは「福祉教育を通して子どもたちに地域の一員である意識を持ってもらいたいです」と言います。子どもたちに地域課題を自分ごととして捉えてもらうために、子どもに寄り添いながら、子



左から市内26地区社協の統括を行う山田さんと福祉まるごと相談員(=地域福祉相談支援員)として住民の困りごとに寄り添う谷川さん、栗田さん

どもの目線から私たちが笑顔で暮らしていくためになができるのかを考える機会を創出していこうという想いが伝わってきました。

●小田原市社協の福祉まるごと相談

小田原市社協では、国の地域共生社会実現に向けてモデル事業に位置づけられている福祉まるごと相談事業を4年前に市から受託しました。既存の制度に繋がりにくい人、複合的な課題を抱える人などからの相談をまずは受け止め、ともに課題を解決する伴走型支援に重点を置き実施しています。令和2年度は、新規相談が月平均で10件ほど、継続相談は月平均で100件ほどあり、生活困窮や障がい・病气、ひきこもりなど様々な相談が寄せられています。

活動紹介③ 小田原市社協
定例会でミニ講座の開催

ある地区民児協の定例会では社協職員から関係機関の情報や制度を紹介するミニ講座を行っています。「委員活動の大変さを知り、つなぎ役として活動する委員が地域で安心して関係機関に相談できるように」という想いから開始したと担当の栗田さんと言います。試行段階ではありますが、委員から定評があり、今後も続けていきたいと意気込みを語ってくださいました。
○講座内容：生活保護制度、法テラスについてなど

まずは聴くことを大切に

どこに相談したらいいかわからないという相談や様々な問題が重なり、どこから手をつけてよいかわからないという相談が数多く寄せられるなかで、担当の谷川さんは「できる・できないではなく、まずは聴くことを心がけています」と相談員として大切にしていることを教えてくれました。また、寄せられる相談のなかには、既存の制度に繋がりがきれない人もいます。そうしたときに、社協が間に入ることで相談者が不利益なくきちんと制度を利用できるような関係機関とともに進めているそうです。

社協職員として20年以上地域福祉に携わっている山田さんは「個別課題の解決にとどまらず、その課題を地域へ広げ、共通理解をしていただくことで地域づくりにつなげる視点を大切にしています」と言います。取材を通して、長きにわたり地域に根差した活動を展開し続ける様子が伺えました。



委員からの相談で支援につながる

福祉まるごと相談に寄せられる相談経路の約2割が委員からの相談です。高齢の親とひきこもりの息子世帯が支援につながった事例もあり、担当の栗田さんは「委員が地域の相談窓口となっていることを実感しています。そのため、日頃から委員との情報交換は欠かせません」と言います。また、委員には「困ったときの相談先として福祉まるごと相談を活用していただけるよう情報を発信し続けたいです」と今後の意気込みを熱く語られました。

●ともに地域福祉を進めるパートナーとして

社協ごとに地域に即した特色ある事業を展開していますが、共通しているのは、地域の課題に応じて、課題の解決に必要な取り組みを、委員をはじめ関係機関・団体との連携をとりながら進めていることです。また、コロナの影響で人とのつながりが薄れるなかでも、住民同士の助け合いや、住民一人ひとりの福祉意識を育み、すべての人が暮らしやすい地域づくりに向けて取り組んでいることが伝わってきました。

委員活動も様々な制限があり、もどかしさや不安もありますが、関係機関との頼り頼られる関係を大切に、活動を進めていきたいと思います。私たち委員も社協も「誰もが安心して暮らせる地域」を目指しています。今回の取材を通して、社協は地域づくりを進めるパートナーであるということを改めて感じることができました。まずは、地元の社協のことを知ることからはじめ、日頃から情報交換したり、困ったときの相談先として、ともに手を取り合いながらこれからも活動していきましょう。

特集②

令和3年度神奈川県重点的な取り組み

民生委員・児童委員、主任児童委員に関わる主な行政施策について紹介いただきます。

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

今年度、地域福祉課では民生委員・児童委員の存在を広く県民の皆様知ってもらうため、地域の身近な支援者として、コロナ禍において感染防止を徹底し、様々な工夫をしながら活動している民生委員・児童委員の皆様について、**神奈川県民生委員児童委員協議会の桐生会長へ取材した内容を、神奈川県の広報媒体「県のたより（5月号）」において紹介させていただきます。**

「県のたより」は神奈川県全域を対象とし、自治会等での配布や新聞の折り込みでの配布により、約290万部（5月号）発行しています。

100年以上続く民生委員児童委員制度を持続させていくために、こうした広報活動をしっかりと行い、認知度を高め、理解していただき、興味をもってもらうことで**民生委員・児童委員の担い手不足の解消**を目指していきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症は、厳しい状況が続いていますが神奈川県では、コロナ禍での新しい生活様式の定着に向けた取組として、**テレワークの実施による出勤者数の減少や交通機関の混雑緩和**を図るとともに、対面での業務を前提としない働き方を継続するため、**押印廃止の取組や電子化・オンライン化の推進**を行っています。さらに、県民の皆様が来庁しなくてもすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請しています。

民生委員・児童委員の皆様におかれましても、今年度も引き続き感染拡大防止の観点から厚生労働省の「民生委員・児童委員活動における新型コロナウイルス感染拡大防止等のための当面の留意点について」に記載の内容を留意しつつ、ご自身とご家族の安全を最優先とし、地域における身近な支援者としてご協力を賜りますようお願いいたします。

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課

昨年度来継続する新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出の自粛、マスクの常時着用など、私たちの生活を一変させました。また、学校の一斉休校等により、子どもを見守る機会が減少し、児童虐待等のリスクが高くなりました。

本県においても児童虐待相談件数は年々増加し、複雑困難化している事案もあることから、特に相談件数が多い中央児童相談所と厚木児童相談所の所管区域を見直し、**大和市と綾瀬市を所管とする「大和綾瀬地域児童相談所」を、令和3年4月から開所**しました。これまで以上に、迅速かつ的確にあらゆる児童相談に対応できるよう邁進してまいります。

また様々な事情から家庭を離れて生活するこ

とを余儀なくされた、社会的養護を必要とする子どもたちが安心して健やかに成長することができるよう、より一層の里親等における養育を推進するため、**里親への理解と普及**を図っております。

地域の支援者である民生委員・児童委員の皆様には、日頃から身近な相談相手、良き理解者として、地域の子どもたちや家庭への声かけをしていただくなど、大変重要な役割を担って頂いております。今後とも、支援が必要な子どもや家庭を発見し、支援に繋げていただく架け橋として、引き続き、子どもや家族に寄り添った支援をお願いいたします。



特集③

令和3年度県民児協 事業計画・予算

令和2年度第2回総会（書面審議）において、令和3年度事業計画及び予算が承認されました。重点目標および主な事業についてご報告します。

3つの重点目標

1. 個別支援活動の基本となる知識の習得

人とのつながりは活動の基本です。住民の価値観や考え方は多様であり、抱える生活課題は日々変化しています。さらに、新しい生活様式の中で、地域住民との顔の見える関係を保ちにくく、活動が制限されるなど、これまでとは異なる課題も出てきています。住民の身近な相談役として、感染症拡大防止策をとりながら、工夫を凝らして支援が必要な人の心に寄り添うことができるよう、また、委員だけで抱え込まずに地域の支援機関等へつなぐことができるよう、幅広い知識等の学習や、多様な手法を検討し、活動に反映します。

2. 子どもや子育て世帯を地域で支えるための活動の推進

私たち全員が児童委員であるという自覚をもち、子どもや子育て世帯からのさまざまな「思い」「声」に気づき、民生委員・児童委員、主任児童委員が連携して子どもや子育て世帯の課題に取り組みます。また「地域の子どもたちは、地域の大人たちが守る」という意識を地域全体に広げ、コロナ禍で潜在化が危惧されている虐待や、学習機会の差の顕在化など、新たな課題についても取り組みを進められるよう、住民、関係機関・団体、学校等と情報共有・連携を深め、地域全体での子育ての支援を進めます。

3. 民生委員・児童委員活動を支える基盤づくりの強化

委員の委嘱や欠員等の課題が残る中、やりがいをもって委員を継続していけるよう、県民児協と市町村民児協とで連携し、民生委員・児童委員活動、主任児童委員活動、民児協活動の振り返り（地域版活動強化方策）の取り組みを支援します。

ブロック活動をはじめ、市町村民児協同士の交流を図り、各民児協活動に反映します。

民生委員・児童委員活動を進める上で、地域や関係機関の理解と連携が不可欠です。民生委員・児童委員の役割や活動について、住民、関係機関・団体等に向けた積極的な周知活動を行います。

移動や活動が制限される中で、オンライン等の新たな手法による取り組みを検討するなど、多様な手法を模索し、活動を進めます。

事業内容

◎会務の運営

本会事業の企画・運営（正副会長会議、常任理事会、理事会、監事会）。事業計画・予算や事業報告・決算などの審議・議決（総会）。

◎企画調整機能の強化

総合企画委員会等で継続しやすい委員活動やなり手確保に向けての検討を行う。「県民児協活動強化方策」改定に着手する。広報委員会と機関紙の企画・編集、通信員連絡会を行う。

◎市町村民児協事務局との連絡調整

市町村民児協事務担当者会議の実施や情報支援を通じた連携。

◎関係機関・団体との連絡調整

児童相談所所長との連絡調整会議、県担当課との懇談会を開催。

◎会員慶弔事業の実施

会員の傷病時の見舞金や委員本人・配偶者死亡時の弔慰金給付、退任記念品を贈呈。

◎助成事業の実施

地域福祉活動促進費助成、地域の福祉課題に取り組み活動への助成（活動推進事業助成金）。地域版活動強化方策（活動の振り返り）策定・推進に係る経費助成。ブロック別活動助成、指定地区民児協への

の事業費助成、活動保険掛金助成。

◎児童委員活動の強化（基盤づくり）

児童委員・主任児童委員活動推進会議等を活用し、児童委員と主任児童委員の役割の認識を深める。

◎研修事業の実施

本会主催研修事業の実施

- ①市町村民児協会長研修会②地区民児協会長研修会③新任地区民児協会長研修会④課題別集中講座⑤オンライン情報交換会⑥研修体系の整理。

県・横須賀市委託事業への協力

- ①新任民生委員児童委員研修会②民生委員リーダー研修③民生委員テーマ別研修への協力。

◎情報提供の強化

「県民児協だより」発行。県民児協キャラクター「みんぴょん」を活用した広報強化。本会ホームページの充実。

◎全国・関東ブロック会議等への参加

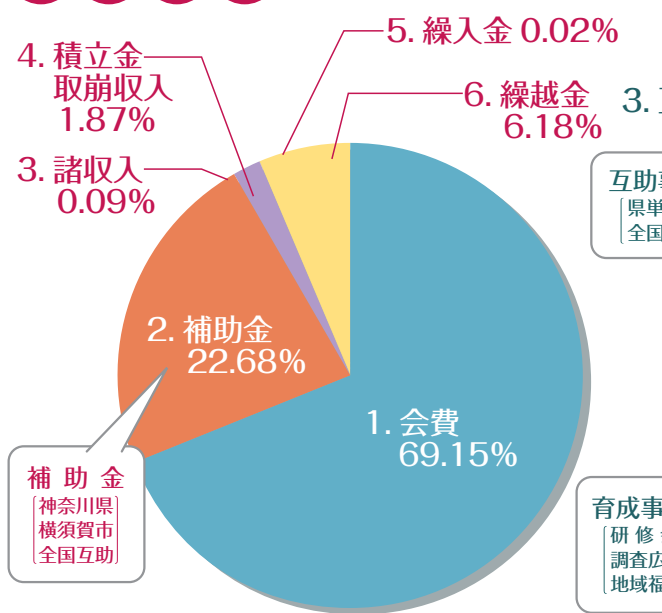
- ①全国民生委員児童委員大会②関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会③民生委員・児童委員リーダー研修会④全国児童委員活動研修会⑤全国民生委員指導者研修会（民生委員大学）

◎関係団体・機関との連携・協働

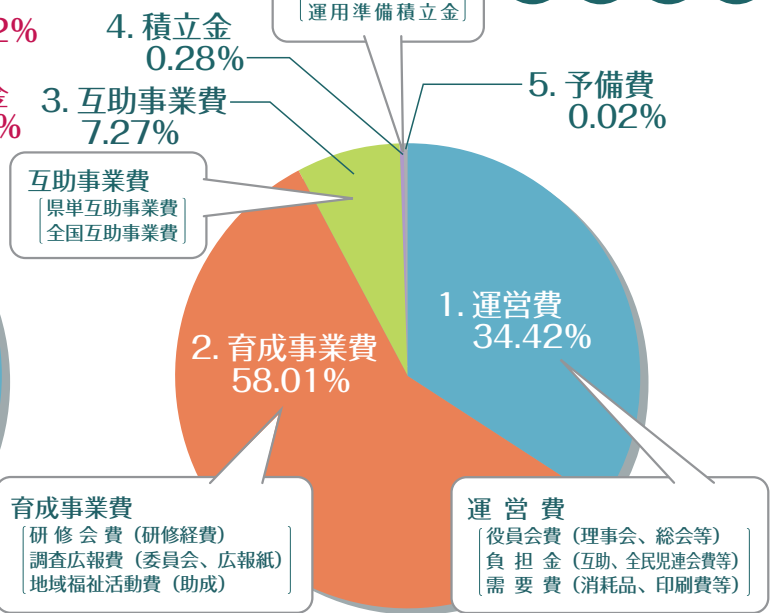
県・県内団体主催の会議等への参加協力等

令和3年度予算

収入の部



支出の部



1 会費	29,081,000円	対前年度比241,000円増
2 補助金	9,537,000円	対前年度比438,000円減
3 諸収入	39,000円	(増減なし)
4 積立金取崩収入	786,000円	対前年度比862,000円減
5 繰入金	10,000円	(増減なし)
6 繰越金	2,600,000円	対前年度比600,000円増

1 運営費	14,474,000円	対前年度比140,000円増
2 育成事業費	24,394,000円	対前年度比599,000円減
3 互助事業費	3,056,000円	(増減なし)
4 積立金	119,000円	(増減なし)
5 予備費	10,000円	(増減なし)

写真で振り返る 令和2年度の事業

コロナ禍での事業運営

多くの会議・研修会が中止や書面開催となりましたが、工夫して開催したり、アンケートにて情報収集・情報発信をしたりしました。



児童委員活動推進会議は規模を縮小して開催、後日DVDを配布しました。広報委員会や市町村民児協事務担当者会議、正副会長会議はオンラインにて開催しました。

ホームページリニューアルに向けた情報整理

スマートフォンからも見やすくなりました!



平成22年10月より開設・運営していたホームページの改修作業を行い、令和3年4月よりリニューアルオープン。データや委員の情報などをたくさん掲載しています。(委員専用ページのログイン情報は8面に掲載しています。)

PRグッズの作成

対面での訪問や活動を制限せざるを得ない中、お手紙や配布に活用できるみんぴょんモチーフのグッズをたくさん作りました。



みんぴょん
メッセージスタンプ



みんぴょんバッジ
(追加作成)



みんぴょん
シール



みんぴょん
クリアファイル



やさしい日本語パンフレット

通信員だより

綾瀬市

活動ガイドブックの見直し作業について

通信員 中嶋 利宏

この活動ガイドブックは、改選期の平成19年12月より3年をかけて、当時の役員の大変な努力により平成21年11月に完成したものです。これは、民生委員・児童委員および主任児童委員の日頃の活動の指針となるもので大いに参考になってきました。

令和元年12月の一斉改選により市民児協の役員が大幅に替わるにあたり、前役員より内容の見直しを仰せつかりました。

当初は理事会において、専門の委員会を設置する案もありましたが、6名で構成されている地区会長会議の席で検討することといたしました。検討内容は主に、時代とともに変化した部分の改訂から入りました。具体的には、届け出用紙の元号表記を改め、資料の数値を最新データに変更、さらには、新たに加わった用語の追加等を行っております。また、会則を現状に則したものに改訂しようという、大きな課題にも取り組んでいます。なお、中には電子データが不足しているページもあり、将来的な見直し作業も見据えて、印刷資料からスキャナで画像として取り込み、テキストファイルに変換してデータとして残す作業も行っています。今後は、各章ごとに、できあがったものから理事会の承認を受け、全委員に配布して差し替えを行う予定です。



新しい活動ガイドブック

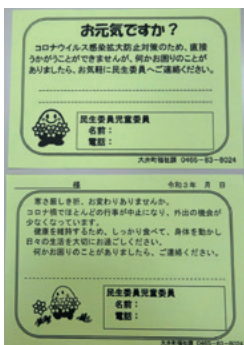


大井町

コロナ禍における民生・児童委員の部会活動

通信員 菅沼 玲子

昨年からコロナにより、生活スタイルは一転し、私達の活動にも大きく影響しています。自粛期間中は、外からの見守り、インターホン越しでの会話や電話など、皆さんいろいろと考え活動されていました。とりわけ二期目の方は「名前もまだ覚えていただけなくて」と、悩まれました。そこで、大井町では「訪問カード」を作成し、メッセージを書き添えてポストインをする見守りを行い、その後の活動につなげました。



訪問カードで笑顔を届けています

今年に入ってから緊急事態宣言時には、「健康を維持するために…」の一言を載せた「訪問カード」を活用しています。

高齢の方の中には、長い期間外出を控えることで、特に独居の方にとって大きなストレスになつていきます。短時間の玄関先での会話でも楽しみにしている方、会話は苦手と思われる方も笑顔で出迎えて下さったりと、このコロナ禍、人と人との繋がりの大切さを、改めて考えさせられました。

まだまだ我慢の生活は続くと思いますが、皆様の笑顔を活動力に乗り切りたいですね。

真鶴町

見守りは小さな町の大きな力

通信員 青木 和美

春爛漫、小学校に続く坂道を子どもたちが元気に上つていきます。一年生は上級生と手をつないで…。昨春の休校期間にはそんな当たり前の光景が見られなくなり、寂しい限りでした。学校が再開し「おはよう。行ってらっしゃい」「行ってきます」挨拶を交わしながら見守りした時には、本当に嬉しく思いました。真鶴町の民児協では「子どもは町の宝」という思いで、登校時に限らず、日頃から子どもを見守りに力を入れてきました。町のコロナ感染者は9名のまま落ち着いたしていますが、行事のほとんどが中止になり、民生委員・児童委員の活動も定例会の開催と登校の見守りが主になっています。定例会では民児協と福祉課、社協、教委が情報共有することで、全員が子どもの問題を認識することができました。最近、学校で一人の子どもの問題が生じた件について「地区の委員にもその時の情報を伝えて連携するべきでは」との提言がありました。いつも見守っているからこそ出てきた言葉だと思えます。小さな町に根ざした繋がりを活かして、私たちはこれからも見守りを続けていきます。

手をつないでいると安心です



ホームページをご活用ください！

★県民児協ホームページでは、民生委員・児童委員制度や活動に関する参考資料などを掲載しています。委員専用ページをご覧いただくためには、次のログイン情報をご入力ください。

